

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和7年3月7日

世田谷区

1 事業の概要

(1) 契約予定件名

「(仮称)世田谷区自殺対策計画」策定支援業務委託

(2) 計画策定の目的

区は、自殺対策基本法に定める「地域自殺対策計画」として、学識経験者、保健医療関係者及び地域保健について関係を有する区民、団体等を構成員とする「世田谷区自殺対策協議会」を中心とした体制の中で、「世田谷区自殺対策基本方針(以下、「自殺対策方針」という。)」を令和元年10月に策定した。

「自殺対策方針」の期間が令和9年3月までであるため、「自殺対策方針」における区の自殺対策について評価・検証を行うとともに、国の定める自殺総合対策大綱の改正内容等を踏まえ、区の自殺対策をより総合的に推進するため、次期「地域自殺対策計画」として「(仮称)世田谷区自殺対策計画(以下、「自殺対策計画」とする)」を策定する。

(3) 業務委託内容

自殺対策計画策定業務に関する次の内容とする。

《令和7年度》

① 区民等を対象として実施する自殺対策計画に関する調査の設計支援

② 自殺対策計画に関する調査及び集計の実施

(ア) 区民意識調査

- ・対象：区の住民基本台帳より無作為抽出した20歳以上の区内在住者3,500人
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収またはインターネットによる回答
- ・仕様：質問総数30問程度、A4両面刷り12枚程度
- ・調査期間：令和7年9月～10月(予定)

(イ) 関係機関実態調査

- ・対象：区内医療機関、地域包括支援センター等の関係機関170件程度(対象者については区と協議の上確定する。)
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収またはインターネットによる回答
- ・仕様：質問総数30問程度、A4両面刷り12枚程度
- ・調査期間：令和7年9月～10月(予定)

(ア)(イ) 共通の内容

※調査票作成費、発送・返信用封筒作成費、発送用郵便料金、調査票返送に係る郵便料金、封入封緘・発送にかかる経費等は、その経費は契約金

額に含まれるものとする。ただし、発送用封筒には差出人として世田谷保健所健康推進課を明記し、返信用封筒のあて先は、世田谷保健所健康推進課とする。

※インターネット回答用ページの作成等を行うこと

- i 調査対象者を I D・パスワードで管理し、重複回答や調査対象者以外からの回答を防止すること。
- ii I Dとパスワードは、受託者側で設定すること。またパスワードは連番にはせず、第三者が類推できないようにすること。
- iii パソコン及びスマートフォンから回答できるようにすること。
- iv インターネット回答用ページに関する問い合わせへの対応を行うこと。

③ 調査結果の成果物の作成（令和 7 年 1 1 月～令和 8 年 1 月（予定））

②と国の示した地域自殺実態プロファイルの結果を踏まえ、区に集計分析等の技術的支援、アドバイス等を行うとともに、単純集計（速報）及び集計分析作業（区が指示するクロス集計作業等の実施）を行い、以下の成果物を作成する。

- （ア） 調査結果速報（全体版）（簡易製本 1 0 0 頁程度） 1 部
- （イ） 調査結果報告書（全体版）（簡易製本 2 0 0 頁程度） 1 部
- （ウ） 調査結果報告書（概要版）（簡易製本 8 頁程度） 1 部
- （エ） 集計データー式（D V D－R） 正副 2 枚
- （オ） ア～ウの電子データ（D V D－R） 正副 2 枚

④ 自殺対策計画策定支援（令和 7 年 1 1 月～令和 8 年 3 月（予定））

自殺対策計画の関連会議等に参加し、骨子案の策定支援を行う。

自殺対策計画策定の関連会議に参加し、②の結果等を踏まえつつ、以下の自殺対策計画策定に関する運営支援を行う。

- （ア）「自殺対策計画」骨子案の作成支援会議 計 3 回

《令和 8 年度（予定）》

①自殺対策計画策定に係る助言及び計画的な支援並びに検討資料の作成

②自殺対策計画の関連会議等の運営支援

- （ア） 自殺対策計画素案及び案の作成支援 会議計 4 回

③自殺対策計画作成支援

④自殺対策計画及び概要版の作成

自殺対策方針の評価及び令和 7 年度に実施した調査並びに国の示した地域自殺実態プロファイルの結果等を踏まえ、考察及び課題整理等の支援をし、以下の成果物を作成する。

- （ア） 自殺対策計画（簡易製本 1 5 0 頁程度） 5 部
- （イ） 自殺対策計画（概要版）（簡易製本 8 頁程度） 5 部
- （ウ） ア～イの電子データ（D V D－R） 正副 2 枚

（5）履行期間（予定）

契約日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで（予定）

※令和8年度に行う「(仮称)世田谷区自殺対策計画」策定支援業務委託についても、業務の履行が良好であること、令和8年度業務に係る予算の配当があることを条件に、引き続き同じ事業者と随意契約を締結する予定である。

2 参加資格

提案書提出時点において、次に掲げる参加資格をすべて満たす法人等であることを参加要件とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)の規定に該当する者でないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 過去5年間(令和元年度以降)において行政施策の自殺対策や精神保健分野または健康に関するコンサルタントの事業を営んでおり、集計・分析・事業評価に基づく計画策定支援業務を行政機関または自治体から受託した実績があること。
- (7) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)による「プライバシーマーク」または「情報セキュリティマネジメント(ISMS)」の認証を取得(取得申請中を含む)していること。(参加表明書提出の際、認証取得を確認できるものの写しを提出すること)
- (8) 「(仮称)世田谷区自殺対策計画」策定支援業務委託事業者選定委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

3 提案書の審査方法

提出された提案書の審査は二段階審査方式で実施し、区職員により構成する選定委員が合議により審査し、選定する。一次審査の点数は、二次審査に引き継がれるものとする。

(1) 一次審査(書類審査)

参加表明書及び提案書の書類審査を行い、二次審査対象者を3事業者程度選定する。

(2) 二次審査(プレゼンテーション及びヒアリングの実施)

提案書の内容について、参加者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

① 日時： 令和7年5月中旬(予定)

② 会場： 世田谷区役所(未定)

※日時、会場等の詳細については、二次審査対象者に電子メールにより通知する。

4 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区世田谷保健所健康推進課 ころと体の健康担当 小田、田中、秋本

住所 〒154-0017 世田谷区世田谷4-24-1 城山分庁舎1階

電話 03-5432-2947/FAX 03-5432-3102

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和7年3月7日（金）から3月21日（金）まで

場所：世田谷区ホームページでの閲覧

方法：区ホームページからのダウンロードによる

または（1）担当部課にて配布

(3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

受領期限：令和7年3月21日（金）午後4時まで必着

提出先：上記（1）担当部課に同じ

提出方法：別紙1の参加表明書と2-（5）を証明する書類（納税証明書等）2-（7）の認証取得を確認できるものの写しを、上記（1）担当部課へ持参、または郵送（郵便書留に限る、受領期限必着）

(4) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

期限：令和7年4月21日（月）午後4時まで必着

場所：上記（1）担当部課に同じ

方法：持参、または郵送（郵便書留に限る、受領期限必着）

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方（受託者）との随意契約により締結する予定の有無 「無」

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4-（1）と同じ

(6) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

(7) 正式な委託仕様書は、契約締結時において受託事業者と協議のうえ決定する。

(8) 本プロポーザルは事業者の選定を目的とし、提案書の内容に区は拘束されないものとする。

(9) 透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）については、世田谷区情報公開条例（平成13年3月13日、世田谷区条例第6号）の規定に基づき第三者に開示する場合がある。

(10) 提案に係る一切の書類に虚偽があると認められた場合は、当該提案は無効とする。

(11) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。

(12) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。

(13) 提案書の提出後に2. 参加資格の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。

(14) 個人情報の取り扱いについては、「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を、障害を理由とする差別の解消の推進への対応については「障害を理由とする差別の解消の推進に関する

特記事項」を遵守すること。

- (15) 参加事業者から文書により自社の評価結果について説明依頼がある場合は、提案書が特定された理由又は特定されなかった理由の説明として、当該事業者の順位、総得点及び評価基準項目ごとの得点を情報提供する。
- (16) 詳細は説明書による。